

津島市都市計画審議会 議事録（要旨）

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 2 時 00 分から 3 時 00 分まで
- 2 場 所 津島市役所 5 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 内 容

議題（１）付議 名古屋都市計画公園の変更について

議題（２）報告事項 市街化調整区域における地区計画ガイドラインについて

議題（３）その他

議事録署名員の指名について

議長

本日の議事録署名委員は染川明美委員と中川喜文委員を指名する。

議題（１）付議 名古屋都市計画公園の変更について

委員

天王川公園は他の 4 公園と異なり、一部が未供用となっているが、必要性の評価については、天王川公園全体で行ったのか。

事務局

そのとおりです。

委員

そうすると、他の 4 公園とは違い既存公園というのは必要性が高いという評価になる。全体の廃止と一部の廃止でフローを分けるべきではなかったか。

事務局

今回は未供用部分がある都市計画公園でひとまとめで検討をしました。天王川公園の未供用部分は事業中でありこのまま整備を進めていくこととなります。しかし今後は、一部未供用について必要性を検討する際は、いただいたご意見を反映していきたい思います。

議長

今後は部分的な評価があった場合は、新たなフローで検討いただくとして、今回についても部分的な評価をしたとして、同じ結論になるということで良いか。

事務局

そのとおりです。

議長

部分的な評価というのは、結果的に全体の評価につながることであり、同等の結論になるということかと思う。

今後も部分的な評価をすることがあるかと思うので、評価方法を明確化するようにすること。

そもそも、評価項目の4つの視点というのは定量的に判断したものか。

事務局

評価項目のチェック項目の数を点数化しているため定量的に評価は行っていますが、さらに詳細な部分では、ゼロかイチかで評価を行っています。

議長

分かりました。ここで改めて委員の皆さんに評価してもらうことは難しいため、部分的に評価したとしても結論は変わらなかったということかと思えます。

この結論を踏まえて、議案書の訂正はあるか。

事務局

フローそのものの見直しが必要になります。しかし、都市計画公園の見直し方針や法定図書についても縦覧を行っており、反対意見はありません。様々な方が見ての結果だと思っています。

議長

今回は、「審議会として天王川公園の存続については異議なしとしたうえで、フロー図には課題があるため今後見直すことを求めることとする」、もしくは「部分的な評価を行ったうえで、天王川公園が必要という結果を出し、委員の皆さんに示してもらう」、しかし今回はフローがなく評価ができないため、前者でよろしいか。

特にご意見ないので、天王川公園については存続ということでご理解いただいたとして、しかしフローには課題があったというご指摘があったので、答申書に意見を付すということで進める。

委員

都市計画公園の見直しをする対象の公園が未供用未着手とあるが、天王川公園が事業中であるということは未着手と一致しないという印象だが、どういう意味か。

事務局

事業中というのが分かりづらい表現で申し訳ありません。現在の状況として、天王川公園の一部供用していない民地があります。担当課に確認したところ未供用部分については都市計画事業として認可をとって進めるわけではないが、任意交渉という形で進めていく予定と聞いています。

委員

未供用もしくは未着手について検討したという認識で良いか。

事務局

そのとおりです。一部でも未供用のある公園も含めて必要性を検証しました。しかし、フローに課題があった点については先ほどご指摘のあったとおりです。

議長

昭和 14 年に爆弾などの延焼から逃れるための緑地という位置づけで都市計画決定されたようだが、現在グリーンインフラが求められる中、当時としては先駆的な都市計画決定であったと思う。最近、避難所の基準が $1 \text{ m}^2/\text{人}$ から $3.5 \text{ m}^2/\text{人}$ の国際的な基準に変わるという指針が示されたと思うが、そういう意味で $1 \text{ m}^2/\text{人}$ を満たしているというのは大丈夫か心配だがどう考えているか。

事務局

まだ新しい情報であるため、防災部局から情報提供はありません。しかし、都市計画は 10 年に一度見直す必要があるため、その際に避難場所として公園が必要であれば、改めて検討していくことになると思います。

議長

12 月にガイドラインの指針が示されていたと思うが、いずれ市にも情報が下りてくると思うのでその際には対応が必要になってくる。重要なのは、基準の数字が確保できるのであれば、必ずしも公園である必要はなかったかと思います。現段階ではその数字に縛られることはありませんが、今後も防災部局と連携しながら進めてほしい。

事務局

承知しました。

議長

他にご指摘があればお願いしたい。

他にご意見がないため、見直しのフローに課題はあったものの今回の都市計画変更について異論はなかったかと思いますので、採決を取りたいと思う。

議題（１）付議名古屋都市計画公園の変更について、ご賛同いただける方は挙手をお願いしたい。

（全員挙手）

全員から挙手をいただいたので本議題については賛同ということで決する。

本案について、市長に答申をするため、その答申案を事務局に配布をお願いしたい。また、付帯意見の提案を事務局からお願いしたい。

事務局

原案に賛成するの下の「ただし、今後の都市計画公園の見直しについては一部未供用部分の評価フローについても検討すること」を書き加えます。

議長

皆さん異論はありませんか。

異論はないようですので、それを付記することを前提に答申案の朗読を事務局からお願いしたい。

(事務局により答申案提示(読み上げ))

原文についてご意見、ご質問等があればお願いしたい。
特にご意見がないため、この答申案について、この内容で答申者より後日、津島市長に提出させていただく。

.....

議題(2) 報告事項 市街化調整区域における地区計画ガイドラインについて

委員

事業者の提案件数がどの程度あるかという点で、同時に同じエリアで別々の事業者から提案があった場合はどのような対応になるか。

事務局

事前相談があった時点で、事務局側で提案者間の調整を行うことになります。

議長

市街化調整区域内の地区計画に都市計画提案制度が含まれているものか。

事務局

都市計画提案制度は、地区計画制度のみではなく、用途地域の変更、都市計画公園の提案も行うことができます。事務局としては、地区計画の提案が多く行われるため、今回のガイドラインが運用されるタイミングで事務要綱を定めました。

議長

本来は、「市街化調整区域内における地区計画ガイドラインについて」の議題に含むものではなく、別議題として挙げた方がよいと思う。今回は報告事項なので、一緒に報告を受けているが、都市計画審議として承認を取ることになるのか。

事務局

承認ではなく、意見聴取になります。

議長

市街化調整区域における地区計画ガイドラインは承認か。

事務局

法的なものではなく、市方針となりますので意見聴取となります。

議長

ガイドラインは本日が最終の意見聴取か。

事務局

最終となります。

議長

今回の見出しだと、都市計画提案制度がガイドラインに含まれているように思われる。都市計画提案制度は市街化区域での提案も含めたものとして認識して議論いただくということでしょうか。

事務局

よろしくお願いいたします。

議長

実際に他の自治体では、事業者から建物を建てたいなどの提案を受けることがあるが、都市計画としては建物の用途が決まっているので、どちらかというと緩和されるというものになる。そのため、周辺への影響が大きいので審議会にも諮られるということになる。今回は、事務局側の都市計画提案制度評価委員会で評価を行い、審議会に諮られるということになる。その際には、対立的な提案も想定されると思うので透明性のある評価が必要となる。この評価委員会の規程などは作成されているか。

事務局

提案内容によって関係部局も異なるため、提案ごとにその都度委員会を設ける予定です。

議長

その都度だと透明性がないように思う。例えば、提案方法や審査内容、評価委員会を組織することなどの大枠を明確にしたうえで、その都度で変わることがあるとした方がよいと思う。

事務局

提案方法や審査項目は、事務要綱に記載します。ただし、評価委員会は別途定めるということにしております。

議長

詳細はよいが、大枠は公表されとうことでよろしいか。

事務局

公表する予定です。

議長

対立的な構造を生み出す提案もあり、事務局は市街化調整区域での工場などの提案を想定しておりますが、必ずしもそのような提案ばかりではないので、様々な情報を取り入れながら両方に対応できる評価のフロー・体制を整えていただくことがよいと思う。

.....

議題（３）その他
意見無し

以上で終了、散会

議事録署名者

議事録署名者

令和7年1月31日（金）津島市都市計画審議会出席者名簿

委 員	氏 名
名城大学教授	松本幸正
名城大学教授	宮本由紀
名古屋工業大学助教	中居楓子
津島商工会議所会頭	伊藤彰浩
津島市農業委員会会長	伊藤二三男
司法書士	染川明美
津島市議会議長	垣見啓之
津島市議会総務建設委員会委員長	中川喜文
愛知県海部建設事務所企画調整監	鷺見純良
市民代表	杉山尚美

事務局	氏 名
津島市建設産業部長	加藤正喜
津島市建設産業部参事	板津成己
津島市建設産業部都市計画課長	市川竜雄
津島市建設産業部都市計画課マスタープラン推進室長	松尾達也
津島市建設産業部都市計画課補佐	竹内泰之
津島市建設産業部都市計画課マスタープラン推進室補佐	菱田真也
津島市建設産業部都市計画課マスタープラン推進室統括主任	志知昌人
津島市建設産業部都市計画課主査	山田繁樹
津島市建設産業部都市計画課マスタープラン推進室主査	加藤良介

以上19名